

令和7年3月21日 京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

京都市はぐくみ推進審議会 児童福祉分科会 令和6年度第3回「認可・確認部会」の開催(非公開)

京都市では、京都市はぐくみ推進審議会 児童福祉分科会の令和6年度第3回「認可・確認部会」を開催します。

【開催概要】

●日程

令和7年3月28日(金) 午前10時~正午

●意見聴取する内容

乳児等通園支援事業(※)に関する認可申請案件(保育所、認定こども園、小規模保育事業 所、私立幼稚園:計41件)

※ 2024 年に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、児童福祉 法が改正され、「こども誰でも通園制度」が乳児等通園支援事業として法定事業化されたも の。保育施設等は、事業の実施に当たって、京都市からの認可が必要となる。

●委員

(敬称略・50音順)

氏名	団体・役職名等
和泉 景子	市民公募委員
〇 川北 典子	大谷大学 前教授
中野 浩子	市民公募委員

○:部会長

●傍聴

本委員会は、京都市市民参加推進条例第7条第1項ただし書き及び京都市情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報(※)を扱うため、非公開とします。

なお、開催後、資料等をホームページで公開します (以下のページに追加されます)。

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/0-Curr-65-640.html

(※)非公開理由…議論となる施設等の調書に個人の情報が含まれるため。

<こども誰でも通園 ロゴマーク>





<参 考>

■ 京都市市民参加推進条例(抄)

(附属機関等の会議の公開)

第7条 附属機関の会議及びこれに類する合議体(以下「審議会等」という。)の市民、学識経験のある者等で構成する会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報(京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

- 京都市情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報(一部) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。
- 京都市はぐくみ推進審議会 児童福祉分科会 認可・確認部会について 幼保連携型認定こども園、保育園(所)、小規模保育事業、乳児等通園支援事業等を認可する 場合や、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認(利用定員の設定)等をしようとする場合に意見聴取を行う機関です。

<お問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

電話: 075-251-2390